

授業案⑬ 無罪推定の原則について（模擬裁判）

1 対象

中学生・高校生

2 獲得目標

- ・ 模擬裁判の事例を通じて、無罪推定の原則を理解する。
- ・ 各証拠から導かれる事実をもとに、被告人が有罪か無罪かを理由とともに考える能力を身に付ける。

3 本授業案の意義

刑事手続きにおいて無罪推定の原則は重要な原則であるが、教科書では詳しく触れられていない。前科というものが人の社会生活上の足かせとなっている状況にある中で、実際に有罪判決を受けていないにもかかわらず、逮捕されただけであたかも有罪のように報道されている。

被告人は有罪判決を受けるまでは無罪と推定されることを学ぶと同時に、裁判で有罪と判断されるために、検察官において合理的な疑いを超える程度の立証をすることが必要であるとの刑事事件の基本原則を体感し、身に付けてもらうことが本授業の意義である。

また、模擬裁判の題材は弁護士による授業において様々な使い方がなされるどころ、証拠から事実を導くことを目的とするいわゆる「事実認定」に関する模擬裁判の題材は、授業案⑳で扱われているため、そちらを参照されたい。

4 授業の流れ

1 限目

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 10分	◎刑事裁判の基本原則 ・ 刑事裁判は有罪無罪を決め、量刑を定めるものである。 ・ 刑事裁判の登場人物（裁判官・検察官・被告人・辩护人） ・ 裁判の手続きの流れ（冒頭陳述→証拠調べ→論告弁論→判決） ・ 「疑わしきは被告人の利益に」の原則について ○検察官は合理的な疑いを入れない程度に立証しなければならず、合理的な疑いが入る場合には無罪となる。 ○逮捕＝有罪ではないことを伝える。	刑事手続きの基本的な点を学ぶ。 概念として難しい部分があるため、適宜パワーポイント等で図示しながら説明することが推奨される。 無罪推定の原則について伝えるとともに、「逮捕」との関連についても説明する。

	○「疑わしきは被告人の利益に」とは、例えば90%の疑いを満たす必要がある場合、90%未満の疑いしか満たせなかった事案を全て無罪にすることである。80%疑わしいから8割の懲役を科す、とはならない	90%というのはい例であって、冤罪を防ぐなら99.9%など高めに設定するのが望ましい)
事案説明 5分	ある夜、亀原市にある亀原学院中学校の校長室から、1枚の肖像画が盗まれた。 警備員飲浦忠広さんがその犯行現場を目撃し、犯人を捕まえようとしたが、犯人に振りほどかれ転んでしまい、犯人に逃げられてしまった。 飲浦さんは、転んだときに地面に頭を強く打ちつけ、全治約10日のケガをしました。 盗まれた絵は、今では約1000万円の価値がある。 警察が捜査したところ、事件の数日後に嶋 志麻太郎（しま しまたろう）さんという28才の男性が逮捕された。嶋さんは亀原学院中学校の卒業生で、現在は弁当屋で働いている。 逮捕の決め手になったのは、盗まれた肖像画が嶋さんの自宅に飾ってあったことや、もう1人の警備員の目撃証言などであった。 しかし、嶋さんは、「私は肖像画を盗んでいませんし、警備員にケガをさせたこともありません。まったく身に覚えがありません。」と犯行を否認している。 果たして、嶋さんは、今回の強盗致傷事件の犯人なのだろうか。	適宜パワーポイント等で事案を説明する。
証拠説明 5分	◎証拠から事実を抽出する。 ・証拠1から8をみて、どのような情報が分かるかを考える。双方向で生徒たちに答えてもらう。	証拠をスライドで1枚ずつ表示させ1つ1つ検討していく。
裁判実演 5分	◎裁判の流れを体感し、それぞれの手続きの流れを理解する。 台本に従い、裁判の実演をする。	弁護士が、被告人・裁判官・検察官・弁護人の配役に分かれ、裁判の実演を行う。 適宜、この手続きは何のために行っているのか、補足説明をする。
証人尋問 5分	弁護士役が、目撃者の警備員役に対して、尋問を行う。気になったことは適宜メモを取ってもらう。	後に生徒たちには裁判員の立場で、気になることを質問してもらうことを予告する。
被告人質問 5分	弁護士役が、被告人役に対して、尋問実演を行う。気になったことは適宜メモを取ってもらう。	後に生徒たちには裁判員の立場で、気になることを質問してもらうことを予告する。
検討 15分	各班で証人・被告人に質問したいことを自由に考えてもらう。休憩明けに質問からスタートする。	1班1つずつくらいは質問してほしい。

		議論が進まない場合、生徒の中で発言に何か違和感に感じたところを聞いて、そこを深掘するなど、適宜誘導しながら議論をする。
--	--	---

2限目

質問と回答 10分	○被告人役と証人役が前に立ち、各班ごとにどちらに質問するかを選び、実際に質問してもらう。 質問と回答は適宜板書等によりクラス全員が見える形にしておく。	質問事項を考えることは難しいことであるため、回答役が適宜フォローしながら答えること 想定外の回答に関しては、「覚えていない」と回答する。
検討 20分	○これまで出てきた証拠や証言から、被告人が有罪か無罪かを考える。 まず、自分一人で5分ほど考えてもらった後、残り時間をグループで討論する。 自分の結論と班の結論をワークシートへ記入してもらう。	無罪推定の原則を話すと、無罪にしなければならないと考えて、他の生徒に誘導されてしまう生徒もいるため、一旦自分の考えを整理してもらった後で議論する。
発表 10分	○なぜそのように考えたのか。どの事実を重視し、どの事実を重視しなかったのかを考えさせる。 ○合理的な疑いを入れない程度に立証されているかを考える。	
まとめ 10分	◎「疑わしきは被告人の利益に」の原則・無罪推定の原則について改めて考える。 ○印象や証拠に基づかない意見で判断するべきではないこと 今回の事件には加害者と被害者がおり、有罪であれば被告人の、無罪であれば被害者の納得を得られるような検討がなされているかどうか。 また、裁判で有罪とならない限り、その人は有罪ではない。逮捕されただけで有罪のような印象を持たないでほしい。 なぜ、無罪推定の原則や証拠裁判主義が重要視されているのか。それは刑罰というものが非常に重い処分であるからである。刑務所に収監され自由を奪われるということは、本来あってはならないことであり、特に無実の人に対して刑罰を科すことは絶対にあってはならないことである。 だからこそ、証拠に基づく事実が重要であり、無罪推定の原則が重要なのである。	証拠に基づかない推測を入れたくなることは理解するが、それでは個人個人の印象で裁判がされてしまうことを伝える。 刑罰を科すことの重要性について伝える。 今回行ったように、判決を下す判断は極めて難しく、数々の事情を検討して裁判は行われる。そのごく一部すら殆どのニュースは報道していない。その一部の情報だけ見て、有罪はおかしいとか、無罪はおかしいとか、そういうことが言えるか。

証拠1

きょう じゅつ ちょう しょ
供 述 調 書

住居 亀原市大町2-2-7

職業 ^{けいびいん} 警備員

氏名 ^{のむうらただひろ} 飲浦忠広

平成5年6月7日生（29歳）

上記の者は、令和5年5月25日、亀原中央病院203号室において、^{ほんしよく}本職に対し、^{にんい}任意次のおり供述した。

1 私は、3年ほど前から^{つるかめけいびほしょうかぶしがいしゃ}「鶴亀警備保障株式会社」という警備会社で警備員として働いています。

昨日の未明、亀原学院中学校で、校長室の絵を抱えて立ち去ろうとしている人物を^{もくげき}目撃し、捕まえようとして逃げられ、けがをさせられたときの状況について、お話しします。

2 私は、5月23日の夜から24日の朝にかけて、^{とうちよくきんむ}亀原学院中学校の当直勤務をしていました。私1人ではなく、^{どうりょう せんぱい たけうちほなこ}同僚で先輩の竹内華子さんと一緒でした。

私たちは、同中学校の警備員室で^{たいき}待機しながら、夜間、交替で校内の見回りをしていました。

見回り中に何かあれば、^{むせんき}無線機でお互いに知らせるようになっていました。

3 5月24日の午前0時半ころ、私が校内の見回りをする順番になりました。20分ほど見回りをして、校長室の近くにきたとき、室内から物音が聞こえたような気がしました。

そこで、校長室のドアをそっと開けて室内の様子をうかがうと、大きな額ぶちのようなものを抱えた^{ふしん ひとかげ}不審な人影を発見したのです。

4 私は、以前に亀原学院中学校の警備を担当したとき、校長室の壁に大きな^{しょうぞうが}肖像画が掛けられていたことを思い出しました。私は芸術のことは良く分かりませんが、「誰の絵か知らんけど、やたら印象に残る絵だな。」と思ったことを覚えています。

5 私は、

あそこにいる不審人物が、校長室の肖像画を盗んだのだと気づきました。

その人物のことを、ここからは「犯人」と呼ぶことにします。

校長室の照明はついておらず室内が暗かったことに加えて、犯人は、私に背中を向けて立っていたので、顔は見えませんでした。

怖いという感情もありましたが、学校が大切にしている絵を盗むなんて許せないという気持ちが強く^{わいて}沸いてきました。

6 私は、

とにかく犯人を逃がしてはならないという一心で、とっさに

待て———いっ！！ うわああああ！！

と叫びながら、ラグビーのタックルをするように、両腕で、犯人の腰辺りに後ろ

からしがみつきました。

犯人は、私を振りほどこうと激しく抵抗しました。

私は、警備員をしていますが、体格は細めで、力も強くありません。

このままでは犯人に逃げられると思った私は、左手で無線機をつかみ、竹内先輩に、

校長室から絵が盗まれました。いま、犯人を捕まえています。

早く来てください。

と助けを求めました。

7 しかし、片手を犯人から離れたのが良くなかったのか、直後に、私の腕は犯人に振りほどかれてしまいました。それだけでなく、私は、振りほどかれた勢いで仰向けに転んでしまい、後頭部を床に強くぶつけ、意識がもうろうとなりました。

私は、

犯人に逃げられてしまう

と思い、床に倒れたまま、犯人を探しました。しかし、既に犯人の姿は校長室にはありませんでした。

8 それから数秒もしないうちに、竹内先輩が校長室に入ってきました。

私は、最後の力を振り絞って、竹内先輩に、

逃げられました。すいません。すいません。

と言いました。

竹内先輩は、窓の外に向かって、大きな声で叫んでいました。たぶん、犯人に向かって「待て！！」とか「泥棒！！」とかいうことを言っていたように思います。

でも、結局犯人には逃げられてしまいました。

その後、竹内先輩は、私のために救急車を呼んでくれ、警察への通報もしてくれました。竹内先輩は、犯人を逃がしてしまい、とても悔しそうでした。

9 前にお話ししたように、最初に犯人を目撃した時、校長室の照明がついていなかったことと、犯人が私に背中を向けていたことから、顔は見えませんでした。

そのあと、犯人の腰の辺りにしがみついている間も、振りほどかれないようにするのに必死で、犯人の顔を見る余裕はありませんでした。

いきなり窃盗の現場に出くわして気が動転していたこともあって、犯人の髪型や服装も良く覚えていません。

私が覚えている犯人の特徴は、

男性であること

軍手のような白っぽい手袋をしていたこと

黒っぽい長ズボンをはいていたこと

くらいです。

警備員として、もっと冷静に犯人を観察していれば良かったと、悔やんでも悔やみきれません。

10 頭のケガは10日ほどで治ると医師に言われました。しかし、体の傷は治せても、警備員としてのプライドを傷つけられた心の傷が癒えることはありません。

どうか、一日も早く犯人を捕まえて、厳しく処罰して頂きたいと思います。

飲 浦 忠 広 印

以上のおお^{ろくしゆ}り録取して読み聞かせた上、閲覧^{えつらん}させたところ、誤^{あやまり}りがないことを申し立て、署名押^{しよめいおういん}印した。

前 同 日

茨城県水戸警察署

司法警察員巡查部長

鶴 田 道 夫 印

診 断 書

住 所 亀原市大町 2-2-7

氏 名 飲浦 忠広 男 平成 5 年 6 月 7 日生

傷病名、診断内容

とうぶ だぼく
頭部打撲。

本日未明、何者かによる暴行を受け、転倒した際に頭部を床に打ちつけ、受傷。

受傷から全治までに、約 10 日間を要する見込み。

令和 5 年 5 月 2 4 日

亀原中央病院 医師 藪 伊司也 印

証拠3

実況見分調書

茨城県水戸警察署

司法警察員巡査部長 鶴田道夫 ㊞

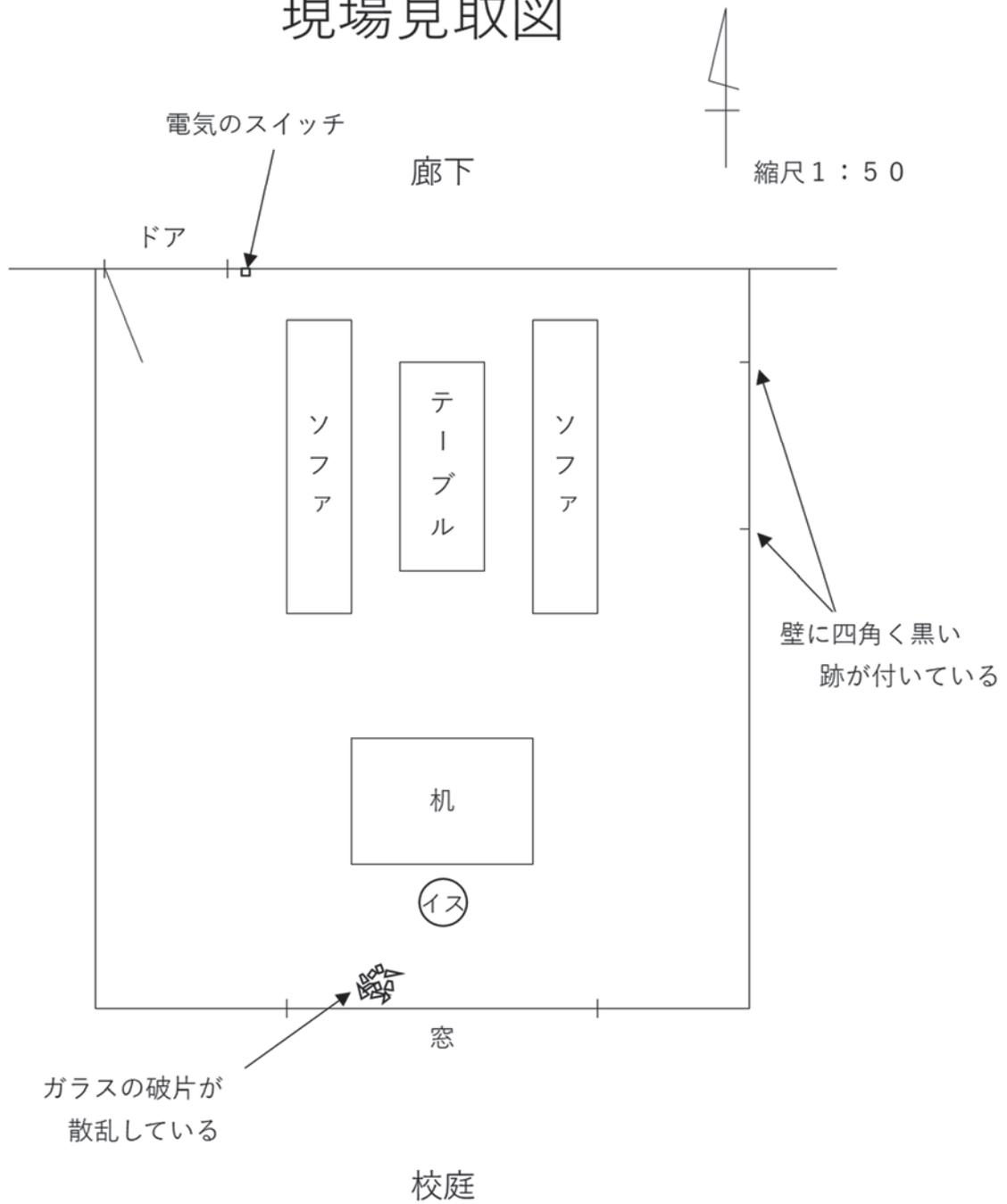
被疑者不詳の令和5年5月24日発生の強盗致傷被疑事件につき、本職は、下記のとおり実況見分をした。

記

- 1 実況見分の日時
令和5年5月24日午前10時20分から午前10時35分までの間
- 2 実況見分の場所
亀原市駅東一丁目2番1号
亀原学院中学校校長室及びその付近一帯
- 3 実況見分の立会人
亀原学院中学校校長 田中彬光
- 4 実況見分の経過
 - (1) 現場の状況
別紙の現場見取図記載のとおり
 - (2) 現場の様相
被害現場である校長室南側の窓ガラスのうち、鍵の横の部分が割れており、ガラス片が校長室内側に飛び散っていた。犯人は、ガラスを割った部分から手を差し込んで窓の鍵を開け、窓を開けて室内に侵入したと思われる。
東側壁面には、釘が刺さっており、周囲には四角く黒い、薄い跡がついていた。
立会人は、
その場所に5代前の校長の肖像画が飾ってありましたと指示説明した。

以上

現場見取図



証拠4

捜査報告書

茨城県水戸警察署

司法警察員巡査部長 鶴田道夫 ㊞

被疑者不詳の令和5年5月24日発生の強盗致傷被疑事件につき、被害現場である亀原学院中学校設置の防犯カメラの映像等について捜査した経過は下記のとおりであるから報告する。

記

被害現場である亀原学院中学校の防犯カメラの設置状況について捜査したところ、①校庭南側の正門、②校舎北側の裏門の計2か所に防犯カメラが設置されていた。

これらの防犯カメラに記録された、

令和5年5月23日午後11時00分から

令和5年5月24日午前1時00分まで

の映像を確認したところ、以下の映像が記録されていることが確認できた。

- ・令和5年5月24日午前0時35分

校舎北側の裏門の防犯カメラ

上衣は白黒の縞模様、下は黒い長ズボンのように見える服装の人物が、裏門から中学校敷地内に侵入する様子を確認できた。明るさが不十分であり、顔は確認できなかった。

- ・令和5年5月24日午前0時54分

校庭南側の正門の防犯カメラ

上衣は白黒の縞模様、下は黒い長ズボンのように見える服装の人物が、正門から中学校敷地外に走って出る様子を確認できた。明るさが不十分であり、顔は確認できなかった。

同人物は、長さが少なくとも1メートル以上はあるように見える大きさの、四角い物品を抱えていた。

以上

きょう じゅつ ちょう しょ
 供 述 調 書

住居 亀原市鶴ヶ丘 1 1 3 番地 8

職業 警備員

氏名 竹内華子

平成元年 2 月 3 日生 (34 歳)

上記の者は、令和 5 年 5 月 24 日、亀原市駅前 1 丁目 1 番 2 号鶴亀警備保障株式
 会社において、本職^{ほんしよく}に対し、任意^{にんい}次の通り供述した。

1 私は、6 年ほど前から「鶴亀警備保障株式会社」という警備会社で警備員として働いています。

2 私が、本日未明、亀原学院中学校で、校長室^{ぬす}の絵を盗^{どろりよう}んで、同僚^{こうはい}で後輩^{のむうらただ}の飲浦忠弘^{ひろ}さんにけがをさせた犯人^{もくげき}を目撃した状況をお話しします。

私と飲浦さんは、昨日の夜から本日朝まで、亀原学院中学校の当直勤務^{どうちよくきんむ}でした。

当直勤務の警備員は、亀原学院中学校の玄関横にある警備員室に待機^{たいき}し、夜間、数時間おきに交替で校内の見回りを行います。見回りにかかる時間は、大体 1 時間弱くらいです。

見回り中に何か異常^{いじょう}があった場合には、無線機^{むせんき}でお互いに知らせるようになって
 います。

3 本日未明の午前 0 時半頃、飲浦さんは、警備員室を出て、校内の見回りに行きました。私は、警備員室にいて、スマホで漫画^{まんが}を読んだりネットを見たりしていました。

それから 20 分くらいして、飲浦さんから無線連絡がありました。

飲浦さんは無線で、

校長室から絵が盗まれました

今、犯人を捕まえています

早く来てください

と言っていました。

私が急いで校長室へ向かったところ、校長室のドアは開いていましたが、照明がついておらず暗かったため、私が電気を点けて中に駆け込むと、床に飲浦さんが倒れていました。

飲浦さんは横になった状態^{じょうたい}で、片手で頭の後ろをおさえながら、窓の方を指さして、

逃げられました

すいません、すいません

と言いました。

私が、飲浦さんの指さす方を見ると、窓越しに、校庭に向かって走っていく男の後ろ姿が見えました。

私が逃げていく男に向かって大声で、

待ちなさい、泥棒！

と叫ぶと、男は走りながらこちらを振り向きしました。

男は、

白地に黒か濃紺の縞模様のTシャツ
黒い長ズボン

を着ていました。

その男は、右わきに

大きな絵

を抱えており、手には

白い手袋

をしていました。

4 私が声を掛けた時には、男は校庭に向かい逃げて行くところでした。そのため、今から追いかけて捕まえるよりも、倒れている飲浦さんを助けなくてはと思い、飲浦さんに駆け寄って

大丈夫ですか

と聞きました。

飲浦さんは、

犯人に振りほどかれて転んだ。頭が痛い

と言っていたので、救急車を呼び、警察に通報したのです。

5 校長室の壁には、昔の校長先生の大きな肖像画が飾られていたのですが、私が校長室に入った時にはありませんでした。

私自身、亀原学院中学校の卒業生で、私が通っていた頃からその絵は校長室の壁に飾られていました。

6 なお、私の視力は、両眼とも裸眼で1.0です。

7 私は、振り返った男の顔を見ましたので、よく覚えています。あれは、亀原学院中学校によく出入りしているお弁当屋さんの店員だったと思います。

この時本職は、被疑者の写真1枚を、供述人に示した。

私が本日未明に見た男は、顔の輪郭などから、写真に写っている男に間違いありません。

ただ今、警察官から、この男が嶋志麻太郎という名前であることを聞きました。

先程、亀原学院中学校に出入りしているお弁当屋さんの店員といいましたが、私はその店員さんを見かけるだけで話したことはなく、嶋志麻太郎さんという名前であることも今お聞きして初めて知りました。

竹内華子 ㊞

以上のとおり録取して読み聞かせた上閲覧させたところ、誤りが無いことを申立て、署名押印した。

前 同 日

茨城県水戸警察署

司法警察員 巡査部長 鶴田道夫 ㊞

捜査報告書

(犯行現場及び被害品の肖像画の指紋について)

茨城県水戸警察署

司法警察員巡査部長 鶴田道夫 印

被疑者 嶋 志麻太郎 に対する強盗致傷被疑事件につき、本職は、被疑者が使用する居室内にあった本件被害品と思われる絵画を発見した状況を明らかにするため、下記のとおり報告する。

記

1 発見日時

令和5年5月31日午後0時20分頃

2 発見場所

亀原市宮前二丁目27番5号
被疑者宅2階 被疑者使用居室内

3 捜査対象

肖像画1枚

4 発見時の捜査対象の状態

被疑者使用の事務机上の壁に額縁に入れられた状態で飾られていた。
額縁裏側左下に「亀原学院中学校備品」と書いてあるシールが貼られている。

以上

証拠7

捜査報告書

(犯行現場及び被害品の肖像画の指紋について)

茨城県水戸警察署

司法警察員巡査部長 鶴田道夫 印

被疑者 嶋 志麻太郎 に対する強盗致傷被疑事件につき、犯行現場付近及び被害品の肖像画に付着していた指紋に関し、捜査した結果を下記のとおり報告する。

記

1 犯行現場である亀原学院中学校校長室付近で検出された指紋について

犯行現場付近からは、複数の種類の指紋が検出されたが、いずれも被疑者の指紋とは一致しなかった。

検出された指紋は、いずれも学校関係者のものであると思われる。

2 被害品の肖像画から検出された指紋について

被疑者の住居で発見された肖像画からは、複数の種類の指紋が検出された。

そのうちの1種類が、被疑者の指紋と一致した。

被疑者の指紋は、肖像画の複数の箇所に付着していた。

それ以外の指紋については、いずれも学校関係者のものであると思われる。

以上

供 述 調 書

本 籍 亀原市宮前二丁目 2 7 5 番地
 住 居 亀原市宮前二丁目 2 7 番 5 号
 職 業 アルバイト
 氏 名 嶋 志麻太郎

平成 7 年 4 月 3 日 生 (2 8 歳)

上記の者に対する強盗致傷被疑事件につき、令和 5 年 6 月 1 7 日水戸地方検察庁において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次の通り供述した。

1 私は、令和 5 年 5 月 2 4 日、私立亀原学院中学校校長室から肖像画を盗み、逃げるときに警備員にけがをさせたとの疑いで、令和 5 年 5 月 3 1 日に逮捕されましたが、私はやっていません。

2 私は、事件のあった日の午前 1 時ころには、自宅の自室で既に就寝していたと思います。

私は、両親の営む弁当屋で仕事をしていますが、朝早くから弁当の仕込みをするので、両親は 2 人とも、夜は早く就寝してしまいます。

3 私が逮捕された際、私の部屋に肖像画が飾られていたことは、間違いありません。

また、その肖像画の裏側に、「亀原学院中学校備品」と書かれたシールが張られていたことも、お巡りさんと一緒に私の部屋で確認しましたので、間違いありません。

4 私は、毎朝 6 時 3 0 分ころに、亀原駅周辺を散歩するのが日課にしています。

事件があった日も、午前 6 時 3 0 分ころ、自宅を出て亀原銀座商店街を北に向かい、亀原駅西口まで歩いていきました。

そうすると、ちょうど亀原駅西口の南側の階段の前に、大きな額縁を持った若い男の人がいました。

私は、絵を描くのを趣味としていますので、どんな絵なのか気になって、その人に、

ちょっと見せてもらえませんか

と話しかけました。

その男性は、

良い絵でしょ

と言って見せてくれました。

その絵は立派な絵でしたので、私は、

素晴らしい絵ですね

といいました。

すると、その男性は、

そんなに気に入ったのなら、この絵あげるよ

といいました。

この人とは初対面でしたし、いきなり物をもらうような間柄ではありませんから、最初はお断りしたのですが、その男性は、

いいからいいから

とって渡してきたので、受け取りました。

その男性は、私に絵を渡すと、

じゃ、また会ったら飲みに行こう

とって、改札口の方に行ってしまいました。

私は、あまりにもとっさのことであっけにとられて、その男性の連絡先も聞かずに別れてしまいました。

- 5 私は、その男性の連絡先も聞かずに別れてしまったことに気になっていたのですが、素晴らしい絵が手に入ったことで嬉しくなり、無我夢中で家に帰り、自分の部屋に飾りました。

- 6 検事さんから、私が飾っていた肖像画は、私が通っていた亀原学院中学校の校長室に飾ってあった肖像画であると教えてもらいました。

しかし、私は、亀原学院中学校には、実家の弁当屋が作っているお弁当を配達するために行くことがあります。配達の際に校長室に入ることはないため、検事さんから教えてもらうまで、もらった絵が校長室に飾ってあったものだとは知りませんでした。

また、絵に夢中になっていましたので、額縁の裏側に「亀原学院中学校備品」などと書かれたシールが貼られていたとは気づきませんでした。

お世話になった母校で、しかも現在もお弁当の届け先として頻繁に出入りしている場所ですので、亀原学院のものだと知っていればもらわなかったと思います。

- 7 私は、数年前に、お店で見た絵を気に入り、万引きをして捕まったことがあります。それ以来、心を入れ替えてずっとまじめに働いてきました。今回、盗まれた肖像画を持っていたことで逮捕されてしまいましたが、全く身に覚えのないことですので、犯人として疑われていることは納得できません。

嶋 志麻太郎 ㊞

供述人の目の前で、上記のとおり口授して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ、誤りのないことを申立て、末尾に署名指印した。

前 同 日

水戸地方検察庁

検察官検事 前 橋 秀 雄 ㊞

検察事務官 黒 澤 典 行 ㊞

模擬裁判・メインシナリオ

書記官：ご起立ください。

※ 一同起立、礼。

書記官：ご着席ください。

裁判官（J）：それでは開廷します。

被告人は、証言台の前に立ってください。

※ 被告人役、証言台の前に立つ。

J：お名前は。

被告人（A）：嶋志麻太郎（しま・しまたろう）です。

J：生年月日は。

A：平成7年4月3日です。

J：住所は。

A：亀原市宮前2-27-5です。

J：本籍は、分かりますか。

A：亀原市宮前二丁目275番地です。

J：職業は。

A：アルバイトです。

J：それでは、あなたについて出されている強盗致傷被告事件について、これから審理を始めます。

検察官、起訴状を朗読して下さい。

検察官（P）：公訴事実、（読み上げる）、罪名及び罰条、強盗致傷、刑法第240条前段。

以上の事実について、ご審理願います。

J：検察官が今読み上げた公訴事実についての審理を始めますが、その前に、あなたに伝えておくべきことがあります。

あなたには、黙秘権という権利があります。

この裁判の間ずっと黙っていることもできますし、答えたくない質問に個別に答えないこともできます。

ただし、あなたがこの公判廷で話したことについては、有利不利を問わず証拠となりますので、話すときはそのことに注意してください。

よろしいですか。

A：はい。

J：では、そのような前提でお聞きしますが、先ほど検察官が読み上げた公訴事実について、何か間違っているところがありますか。

A：間違いだらけです。私は、やっていません。

J：弁護士、ご意見は。

弁護士（B）：被告人と同意見です。

被告人は犯人ではないため、無罪です。

J：確認ですが、そうしますと、本件の争点は犯人性、つまり被告人が犯人であるのか否かの点である、と理解してよろしいですか。

B：結構です。

J：分かりました。

それでは、被告人は元の席に戻って下さい。

※ 被告人役は、被告人席に戻る。

J：それでは検察官、冒頭陳述をどうぞ。

P：はい。

それでは検察官より、冒頭陳述を行います。

被告人は、両親が経営する弁当屋でアルバイトをしていました。

被告人は、事件当日、亀原学院中学校校長室南側の窓ガラスを割り、同室内に侵入し、同室内に飾られていた、時価約1000万円の肖像画を窃めました。

校長室内において肖像画を盗もうとしている最中、中学校の警備員であった飲浦忠広さんがその様子を発見し、被告人を取り押さえようとしたのですが、被告人は飲浦さんを振りほどいて転倒させ、その場から逃走しました。

この暴行により、飲浦さんは全治約10日間の頭部打撲の傷害を負いました。

被告人は盗んだ肖像画を自宅に持ち帰った上、自室にこれを飾っていました。

以上の事実を立証するため、証拠等関係カード記載の各証拠の取調べを請求いたします。

J：証拠1から8と、証人として竹内華子さんを請求されるということによろしいですね。

P：はい。

J：弁護人、ご意見は。

B：書証については同意します。

証人については、しかるべく。

J：それでは、検察官から請求のあった証拠については、いずれも採用いたします。

ここで、裁判員の皆さんに説明します。本当の刑事裁判では、検察官の請求した証拠は、検察官から証拠の内容について簡単に説明をした後に、裁判官・裁判員に提出されることになっています。ただ、今回の模擬裁判では、分かりやすさを優先して、先に証拠を配布してありますので、そちらを見ながら検察官の説明を聞いてください。

それでは、検察官、要旨の告知をどうぞ。

P：はい。

証拠1は、被害者である飲浦忠広さんの供述調書です。

肖像画を盗んだ犯人を発見し、腰のあたりに後ろからしがみついたものの振りほどかれ、後頭部を床に強くぶつけたこと、犯人の顔は見えなかったことなどが記載されています。

証拠2は、診断書です。

飲浦さんが負った怪我の内容について記載されています。

証拠3は、実況見分調書です。

本件の現場である亀原学院中学校校長室の図面が付されています。

証拠4は、亀原学院中学校に設置された防犯カメラの映像に関する捜査報告書です。

証拠5は、目撃者である竹内華子さんの供述調書です。

犯人を目撃した状況、その犯人は被告人であることなどが記載されています。なお、竹内さんには後でこの法廷でも証言していただく予定です。

証拠6は、写真撮影報告書です。

本件被害品の肖像画及び同肖像画の後ろに貼られたシール、「亀原学院中学校備品」と書かれたものの、写真が添付されています。

証拠7は、犯行現場や肖像画の指紋に関する捜査報告書です。

証拠8は、被告人の供述調書です。

本件の犯人であることを否認する内容です。被告人にも、後でこの法廷でも話してもらおう予定です。

証拠9は、亀原学院中学校から提出された被害届です。

本件の被害品が、時価約1000万円の肖像画であることが記載されています。要旨の告知は、以上です。

※ 検察官役は書記官役に書証を渡し、書記官役は裁判官役に渡す。

J：弁護側の立証は、どうされますか。

B：被告人質問をお願いします。

J：そうしますと、本件の進行についてですが、まず、証人竹内華子さんの証人尋問を行ってから、被告人質問を行うということによろしいですか。

P&B：結構です。

J：それでは、これから証人竹内華子さんの証人尋問を行います。

竹内さんは、証言台の前に立ってください。

※ 証人役、傍聴席から中に入り、証言台の前に立つ。

J：お名前は。

証人(W)：竹内華子です。

J：住所、生年月日、職業につきましては、先ほど書いていただいたカードのとおりということによろしいですか。

W：はい。

J：それでは、あなたには、これから、嘘をつかないということで、宣誓をして頂きます。

※ 書記官役：宣誓書を証人役に渡す。

J：今お渡しした宣誓書を最初から最後まで読み上げてください。

W：宣誓。

良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。
竹内華子。

J：ありがとうございました。

ただ今宣誓をして頂きましたが、宣誓をした上で虚偽の内容を述べますと、偽証罪に問われることがありますので、十分ご注意ください。
よろしいですか。

W：はい。

J：それでは、その椅子にお座りください。

※ 証人役、着席。

J：質問は横から来ますけど、答えは正面を向いてお答えください。

W：はい。

J：それでは検察官、主尋問をどうぞ。

P：はい。

それでは検察官の前橋からお聞きします。

あなたは、どんな仕事をされていますか。

W：警備員をしています。

P：今回の事件は、令和5年5月23日から24日のことなのですが、あなたは、この時、何をしていましたか。

W：この日、同僚の飲浦忠広さんと一緒に、亀原学院中学校で当直勤務をしていまし

た。

P：仕事をしていたら、どんなことがありましたか。

W：見回りをしていた飲浦さんから無線で連絡があり、校長室に向かったところ、飲浦さんが倒れていて、被告人が肖像画を持って逃げていくところを見ました。

P：終わります。

J：それでは弁護人、反対尋問をどうぞ。

B：それでは弁護人の水戸からお聞きします。

あなたは、事件の日、亀原学院中学校で、被告人を見たんですか。

W：はい、見ました。

B：本当に見たんですか。

W：(少し怒って) 確かに見ました！

B：あなたは本当に…

P：異議。重複です。

J：異議を認めます。質問を変えてください。

B：それでは。(間をおいて)

あなたが見たのは被告人であると、断言できますか。

W：できます！

B：終わります。

J：それでは、裁判所から補充尋問を行います。

裁判員の皆さん。

模擬裁判のシナリオ上、弁護人役にはかなり無茶な反対尋問をして頂いたわけですが、この証人は、何故被告人が犯人であると断言できるのでしょうか。

また、この証人の言っていることを信用するためには、どんなことを確認すればいいのでしょうか。

ちょっと考えて、聞いてみてください。

※ 位置関係に関する問いが出た場合には、裁判官役より誘導する。

J：あなたが校長室に入ったとき、飲浦さんが倒れていた位置に、赤で①と記入してください。

犯人が振り向いたときの、あなたの位置に、赤で②と記入してください。

犯人が振り向いたときの、犯人の位置に、赤で③と記入してください。

※ 記入し終わった際に、事前に印刷したものを、子どもたちに配布する。

※ 質問が出ないようであれば、被告人質問を先行する。

J：質問があまり出ないようなので、通常このようなことは行わないのですが、被告人質問を行ってから、もう一度竹内証人について補充尋問を行うこととします。

よろしいですか。

B & P：結構です。

J：それでは補充尋問は以上です。

お疲れ様でした。

※ 証人役は、傍聴席に戻る。

J：次に、被告人質問を行います。

被告人は、証言台の前の椅子に腰を掛けてください。

※ 被告人役は、証人席に着席。

J：それでは、被告人質問を行います。

先ほど証人にもお話ししましたが、質問は横から来ますが、答えは正面を向いてお答えください。

それでは弁護人、主質問をどうぞ。

B：それでは弁護人の水戸からお聞きします。

今回の事件は、起訴状によれば、令和5年5月24日午前0時52分ころのことのようなのですが、あなたは、そのとき、どこにいましたか。

A：家で寝ていました。

B：午前0時52分ですと、いつも起きていることはないのですか。

A：私は、両親が営む弁当屋でアルバイトをしているのですが、弁当の仕込みとかで朝が早いので、その時間帯は大体寝ています。

B：あなたの部屋に、証拠6の写真に写された肖像画が飾られていた、というのは間違いありませんか。

A：間違いありません。

B：では、その絵は、何故あなたの部屋にあるのですか。

A：私は毎朝亀原駅の周辺を散歩するのを日課にしているのですが、この日の朝、亀原駅前を散歩していたら、亀原駅前西口に見知らぬおじさんがいて、「この絵をあげてもいいよ」と言っていたんで、もらってきたんです。

B：順番にお聞きすると、まず、令和5年5月24日の朝に、この肖像画を持ったおじさんが亀原駅にいた、ということよろしいですか。

A：はい。

B：次に、あなたはそのおじさんに、「この絵をあげてもいいよ」と言われた、ということですか。

A：はい。

B：だからあなたはその絵を家に持って帰った、ということよろしいですか。

A：はい。

B：終わります。

J：それでは検察官、反対質問をどうぞ。

P：それでは検察官の前橋からお聞きします。

あなたのお話によれば、あなたは見知らぬおじさんからこの絵をもらった、ということですか。

A：はい。

P：本当にそんな人、いたんですか。

A：いました。

P：終わります。

J：それでは裁判所から、補充質問を行います。

裁判員の皆さん。

「見知らぬおじさんから絵をもらった」という話を信用するとすれば、どんなことを確認したいか、信用できないとすれば、どんなことを確認したいか、考えて聞いてみてください。

※ 質問が出なければ、傍聴席へ「〇〇先生、どうですか。」

J：それでは終わります。

被告人は、元の席に戻って下さい。

- ※ 証人尋問を後回しにした場合。
 - J：それでは、証人尋問を再開します。
証人は、証言台の前に立ってください。
- ※ 証人役は、証言台の前に立つ。
 - J：竹内華子さんですね。
 - W：はい。
 - J：それでは、そこの椅子に座って下さい。
- ※ 証人役は、証人席に着席する。
 - J：それでは、証人尋問を再開します。
裁判員の皆さん。
何か質問はありませんか。
- J：それでは、証人尋問を終了します。
傍聴席にお戻りください。
- ※ 証人役は、傍聴席に戻る。

ワークシート

- 1 裁判の中で気になったこと、目撃証人や被告人に質問したいこと（事前準備で考えてきた人は、追加で質問したいこと）などを自由にメモしましょう。

- 2 今回の事件に対する判決^{はんけつ}を考えましょう。

判 決

被告人を ^{ゆうざい}有罪 ^{むざい}無罪 とします。

(有罪、無罪のどちらかを○で囲^{かこ}んで下さい。)

理由^のを述べます。 (下に理由を書きましょう。)

以上の理由から、私たちは被告人を 有罪 無罪 としました。